

○国立大学法人上越教育大学施設安全・環境委員会規程

(平成16年4月1日規程第11号)

最終改正 令和5年3月23日規程第14号

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)に、国立大学法人上越教育大学施設安全・環境委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本法人における施設の安全、環境の保全(廃棄物の管理を含む。)、施設の有効活用の促進及び施設整備(屋外環境整備を含む。)等について検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設の安全管理に関する事項
- (2) 環境保全(廃棄物の管理を含む。)に関する事項
- (3) 施設の点検・評価等
- (4) 施設の有効活用に関する事項
- (5) 施設整備(屋外環境設備を含む。)に関する事項
- (6) 内部質保証に関する事項
- (7) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 各学系から選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。)各1人
- (3) 施設課長
- (4) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第2号及び第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第4号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第 8 条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（専門部会の設置）

第 10 条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（事務の処理）

第 11 条 委員会に関する事務は、施設課において処理する。

（細則）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第4号に規定する各部から選出された委員のうち各1人の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成19年規程第13号（平成19年3月22日））

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第5号（平成20年3月21日））

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第14号（平成21年3月22日））

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第21号（平成22年3月30日））

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第26号（平成25年7月12日））

この規程は、平成25年7月12日から施行する。

附 則（平成27年規程第13号（平成27年3月24日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第31号（平成31年3月22日））

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、平成31年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。

附 則（令和3年規程第28号（令和3年11月24日））

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

附 則（令和5年規程第14号（令和5年3月23日）
この規程は，令和5年4月1日から施行する。